

日時：令和8年2月17日（火）
 14:00～15:00
 場所：三重県伊勢庁舎4階会議室
 （伊勢市勢田町628番地2）

協議会の様子



勢田川等水面利用対策協議会委員

- 宇治山田港湾整備促進協議会・
- NPO法人神社みなとまち再生グループ
- 伊勢湾漁業協同組合
- 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
- 伊勢市大湊町振興会
- 伊勢市神社港自治会
- 伊勢市下野町自治区
- 伊勢市通町自治会
- 伊勢市一色町自治会
- 伊勢市田尻町会
- 伊勢市二見町今一色区自治会
- 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
- 三重県 伊勢建設事務所
- 伊勢市 都市整備部
- 伊勢警察署 生活安全課
- 鳥羽海上保安部 交通課
- 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
- 国土交通省中部地方整備局 河川部
- 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

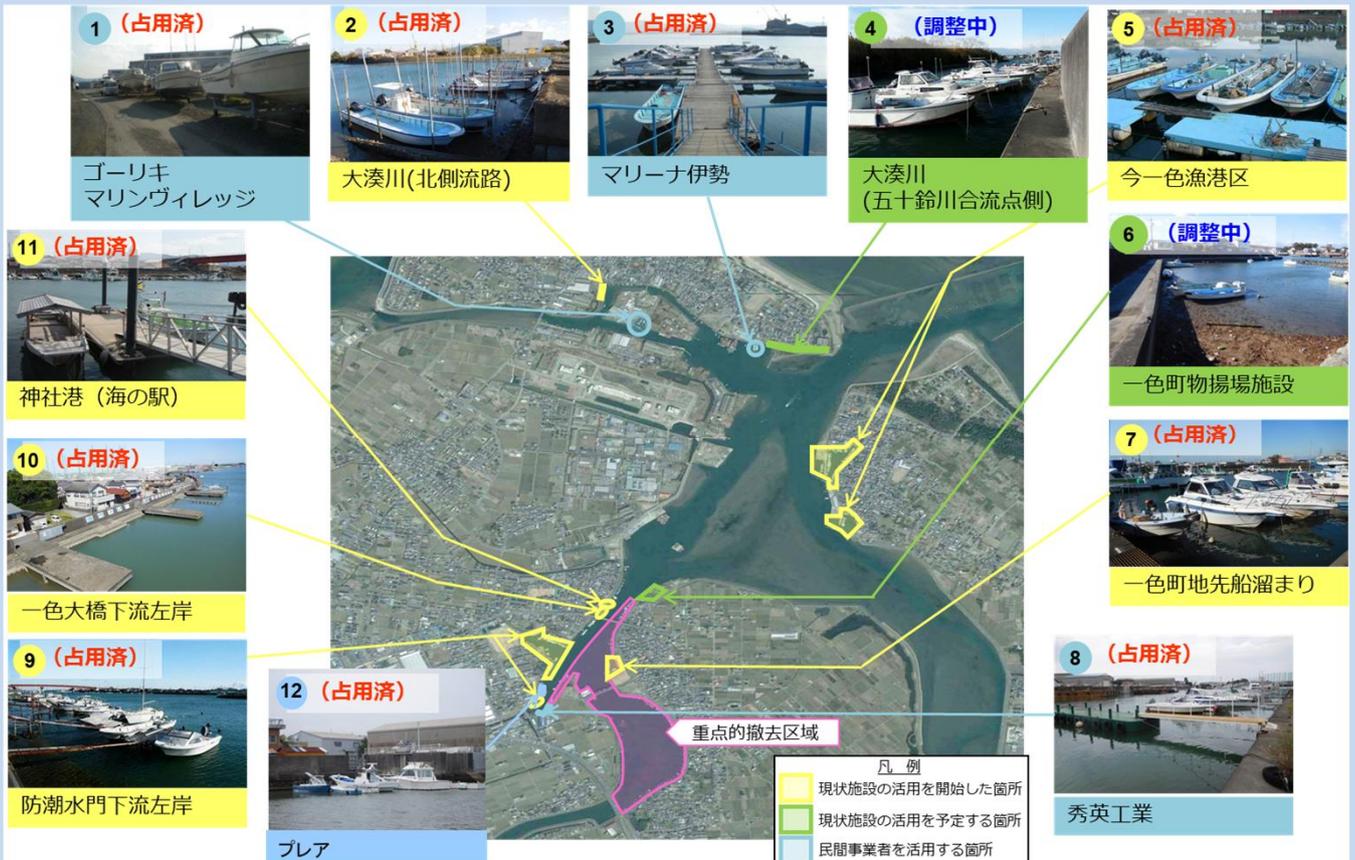
▼ 議 事 の 内 容

1. 前回までの協議事項・報告事項

2. 報告事項

▼係留施設の確保増 係留が認められる施設

協議会対象区域内には、10箇所の係留施設が存在しています。④⑥については、占用実現のため課題の解消にあたっていましたが、④については、占用主体（管理者）募集に向け手続きを進めることになりました。



▼不法係留船の現状と推移

▼令和7年10月時点（44隻）



▼不法係留船舶数の変動（H22～R7）



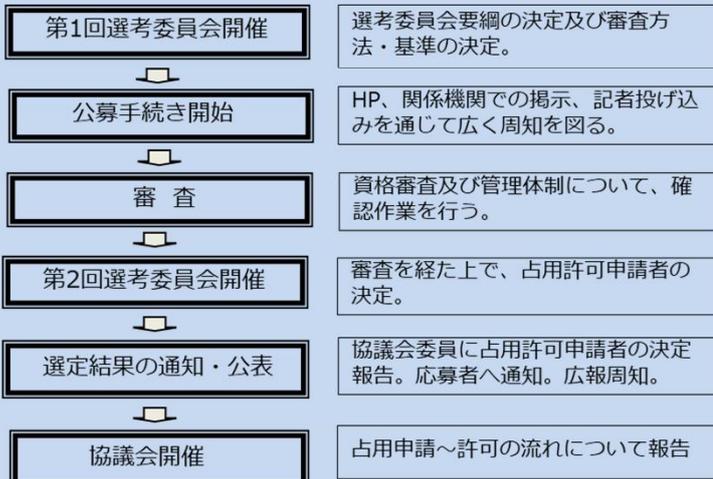
3. 協議・検討事項

▼占用主体（管理者）募集に向けた流れ【候補地④】

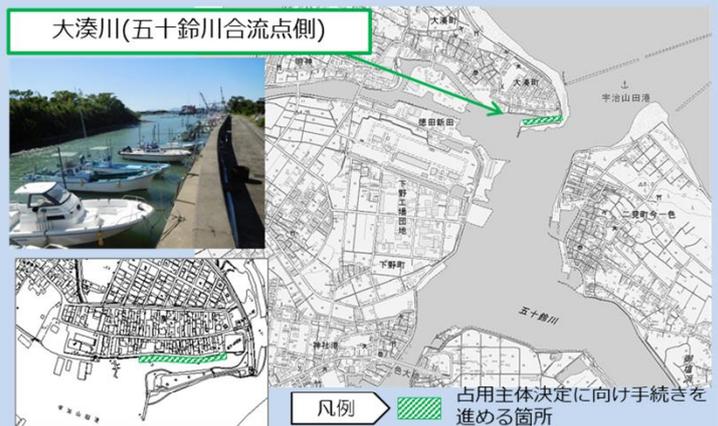
候補地④の占用主体募集について

不法係留船が依然として多数（令和7年10月現在で29隻）存在する大湊川において、現状施設を有効活用した係留場所を確保することを目的として、令和8年度に占用主体（管理者）の募集を行う。

占用主体決定までの流れ



河川法及び港湾法に基づく占用許可後、管理開始



選考委員会の構成

委員長：三重河川国道事務所長
 委員：国土交通省三重河川国道事務所副所長以下関係職員
 三重県伊勢建設事務所長以下関係職員

船舶所有者に対しての周知活動

公募手続き開始にあわせて、対象区域内の不法係留船舶所有者に対して、占用主体募集を開始した旨の周知文を郵送していく

過去の同様事例

- ・勢田川防潮水門下流左岸係留施設 平成28年7月占用開始
- ・一色町地先船溜まり船舶係留施設 平成31年3月占用開始

▼今後の予定について

令和6年度に策定した3ヶ年（令和7年度～9年度）計画について、大湊川（五十鈴川合流点）の占用主体（管理者）募集手続きを進めるため、見直しをいたしました。



～委員からのご意見（抜粋）～

- ・係留施設の管理者は、災害時や水質事故発生時に速やかに対応できる体制をととのえておくことが必要
- ・所有者不明船については船体の老朽化が進んでいる。沈没や津波・高潮により護岸施設への損害が懸念されるので、所有者調査を進め対策を講じていただきたい。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・占用主体募集に向けた手続きについて、令和8年度に選考委員会を立ち上げた上で、占用許可申請者を募集し決定していく。
- ・上記手続きに伴い、令和8年度以降のスケジュールを変更する。
- ・次回協議会は、今後の進捗状況を勘案し、実施時期を決定する。